

# 2008 春闘速報

2008春季生活闘争札幌圏闘争委員会

2008年5月19日発 第17号発行責任者 伊藤正義

011-210-0505 Fax011-210-0606

## 市民生活・福利向上に向け必要な措置

### 5/19家庭ごみ有料化のための札幌市改正条例案について改正要求を提出

札幌地区連合は、5月19日午前10時に札幌市長会議室において札幌市が5月22日に開催される市議会において提案を予定している「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例改正案」の改正に向けた要求書を提出しました。同要求は5月8日の政策委員会でまとめた8項目からなり、清掃委託事業者の労働条件改善や清掃・リサイクル活動を推進する市民活動活動のサポートに向けた施策の実施及び高齢者・障害者及び独立生計維持困難者に対する手数料軽減措置などを求めています。上田市長は何れもごみ対策について本質を捉えた内容とし、後日改めて回答をしたいとしました。要求内容後掲の通り。



委託事業者の労働者の適性労働条件確保を求める

## 08春闘で地域興し・活性化・景気回復を!

### 5/30 春闘リーフ「春札闘」の配布行動に参加をお願いします!

#### 【春札闘配付行動 実施要領】

1. 配布日 5月31日(土) 10時~
2. 集合 南区民センター集合  
配付終了次第解散
3. 配付地域 南区
4. 配付部数 20,000部
5. 配付体制 動員要請数200名 強
6. 編集内容

はるさつとう

- (1) タイトル 2008 春札闘  
~ 変わっていますよ! あなたのまわり安心して働けますか~
- (2) 記事 労働契約法 / パートタイム労働法 / 雇用  
保険法 / 労働者派遣法 / 労働安全衛生法 等

本春闘で作成する、春札闘は労働に関する法律の改定部分を中心に編集しています。労働契約法は本年3月1日から施行となっている新しい法律です。また改正パート労働法が4月1日より施行されています。

何れも重要な法律ですが、周知が十分でなく、相談窓口への問合せが殺到しています。労働安全衛生法や雇用保険法も改定されていることから、是非地域の中の必携情報誌として定着させ、働く人自らが労働条件向上に取り組み、地域の活性化が実現するよう、取り組みましょう。

**交渉状況(賃金・一時金等)報告をお願いします**

(電話)011-210-0505 (FAX)011-210-0606

様式はといません。宜しくお願いします。

札幌市長 上田 文雄 様

連合北海道札幌地区連合会  
会 長 山 本 廣 和

## 「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」の市民福利の向上に向けた改正について

日夜、札幌市政及び市民生活の安定に向けてご奮闘されることに、心より敬意を表します。

また、常日頃より当連合北海道札幌地区連合会の諸活動に対し、深いご理解とご協力を賜りますことについて厚く御礼を申し上げます。

さて、札幌市では1954年制定の「札幌市清掃条例」を1972年に「札幌市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例」として改正され、さらに1992年12月14日には「札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例」として改正されたところであります。1972年の条例は、札幌市の近隣市町村との合併や交換分合による生活地域の拡大や政令指定都市への移行と区制施行を背景とする都市化の生活確保に向けたものでありました。その後、市民生活における環境保護の必要性が指摘され、札幌市も1992年の条例改正で環境保護に向けた施策を強め今日にいたっております。

今般、地球環境問題への対応が日本のみならず世界各国・各都市に求められております。行政施策の内容の適否だけではなく、生活者一人一人の行動が環境問題の解決にどのように影響するかというところまで課題が明確化され、早急な対応を求められるところとなっています。今夏に開催されるG8・洞爺湖サミットにおいても重要テーマの一つが「環境問題」であり、環境保護が世界共通のキーワードとなっており、環境問題への取り組みが従前以上に重要・緊急性を増している状況にあります。

札幌市においても、上田市政開始以来これら地球規模の課題に対応すべく「札幌市廃棄物減量等推進審議会」へ札幌市及び市民の取り組み方等について諮問し対応を図っております。

その結果10年間で廃棄ゴミを140万トン削減し循環型社会の形成を趣旨とした「スリムシティさっぽろ計画」を本年3月に策定しております。本計画の内容の実現によりごみの減量・処理については世界のトップレベルに位置されることはほぼ間違いのないものと考えます。

しかしながら、同計画の推進の主体はあくまで市民一人一人であり、あらゆる立場・環境の市民を視野に入れる必要があります。計画推進に際して求められる行動には市民が安全に無理なく取り組める環境が必要であり、生活環境・状況に応じた義務・役割の均衡性の確保については特段の配慮が求められると考えます。

条例改正による家庭ごみ有料化についても、今般の「環境」について「保護」から「改善」へシフトすべき厳しい状況にあること、また切迫した財政状況の状況からやむを得ないものと考えますが、市民の抱える不安の一つであることもまた事実であります。

私どもは、かかる不安を解消し市民生活と地球環境を改善することが将来の市民利益に繋がるものと考えますが、そのためには標記条例改正につき下記の内容を取り入れるべく求めますので、札幌市におかれましては、種々御賢察のうえ特段の措置を講じられ、誠意あるご回答をなされますよ

うお願い申し上げます。

## 記

### 1 手数料について

資源物収集については、当面の間無料化とされたい。

### 2 高齢者・障害者など独立生計の困難な市民に対する施策について

- (1) ごみ出し・排出について生活・身体状況に応じた支援制度を創設し、必要経費を計上し事業化すること。
- (2) 手数料等の費用負担軽減を図られたい。

### 3 経済的に独立生計維持が困難な市民に対する施策について

手数料等の費用負担軽減を図られたい。

### 4 ごみ収集委託事業に従事する労働者の労働条件改善について

行政サービスとしての水準維持、事業としての安定運営の観点から人材の確保と育成、技術の継承は必要不可欠であり、現行の事業に従事する労働者の労働条件も含めて改善へ向けた施策を図られたい。

### 5 ごみのリサイクルやリユースに取り組む事業者の育成について

ごみの多様化や多量化に対応し、かつ安定的な「ごみ処理・再利用」事業の確保は必要不可欠であることから、事業者の育成及び安定運営に向けた施策を図られたい。

### 6 ごみ発生・抑制への重層的対策について

小売店等事業者の積極的な参加を図り、容器・トレイの削減・回収、包装・レジ袋の削減に重層的に取り組まれたい。

### 7 不法投棄・不適正排出への対策について

不法投棄・不適正排出の効果的推進を図るためには、市民意識の啓発と市民活動を支える政策的サポートが求められます。ごみの不法収集・蓄積の撤廃・防止も視野に入れた、効果的な施策につき市民意見を取り入れて構築されたい。

### 8 本改正条例の「検証」及び「見直し」について

本改正条例施行後、1年を目途に成果の検証や市民の要望等を検証し、必要に応じた見直しの議論の場を確保すること。

以 上